

しまつのこころ条例について

1 しまつのこころ条例の概要

(1) 目的

しまつのこころ条例（正式名称：京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、以下「条例」という。）は、廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理、生活環境の清潔の保持を図るために必要な事項を定めることで、循環型社会の形成、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

(2) 条例の構成と主な記載事項

別紙 1 のとおり

(3) 経過

- 昭和 29 年 8 月 制定
- 平成 6 年 4 月 事業用大規模建築物減量計画書制度の施行
- 平成 19 年 4 月 事業用大規模建築物減量計画書制度の改正
(対象を延床面積 3,000 m²以上から 1,000 m²以上に拡大)
- 平成 23 年 4 月 特定食品関連事業者減量計画書制度の施行
- 平成 27 年 10 月 ごみ半減に向けた 2 R 及び分別・リサイクルに係る
取組推進のための条例改正

2 平成 27 年度改正の概要

ピーク時からのごみ量の半減に向けて、2 R と分別・リサイクルの促進の 2 つを柱とし、主に次のような改正を実施した。

(1) 2 R の促進

ア ①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事（イベント等）、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等における事業者の義務、事業者及び市民の努力義務を規定
(**別紙 2** 参照)

イ アの事業者における義務及び努力義務に係る取組の実施状況を事業者に報告いただく制度（2 R 取組等事業者報告書制度、**別紙 3** 参照）を規定したほか、市民モニター制度に係る規定などを設置

(2) 分別・リサイクルの促進

市民及び事業者の一般廃棄物の分別※について、「協力」から「義務」に引き上げ

※ 缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、古紙（新聞及びダンボール）、雑誌、紙パック、小型家電

3 しまつのころ条例の点検

平成27年10月に条例を改正し、2Rと分別・リサイクルの促進の2つを柱とした各種取組を強力に推進してきたが、条例改正から5年以上が経過し、この間、資源循環をめぐる社会情勢が大きく変化していることから、『京・資源めぐるプラン』において、「条例の内容がどうあるべきかについて、計画期間内の早期に議論を開始」することとしている。

こうした状況から、近年の社会情勢の変化（脱炭素、プラスチック資源循環、サーキュラーエコノミー等）やプランの進捗状況、各種施策の推進状況等も踏まえ、「2R・リサイクルの促進に係る市民・事業者の取組」や「事業者報告制度」をはじめとする各主体の役割等を定めた条例についての点検を令和5年度から循環型社会施策推進部会において開始している。

しまつのこころ条例の構成と主な記載事項

前文	
	○理念（持続可能な都市としての発展に、循環型社会の形成等が不可欠）
第 1 章 総則（第 1 ～ 6 条）	
	○条例の目的（廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理、生活環境の清潔の保持）
	○本市、事業者、市民、滞在者（通勤者、通学生、観光旅行者等）の責務
第 2 章 廃棄物の減量（第 7 ～ 28 条）	
第 1 節 基本的施策（第 7 ～ 9 条）	
	○廃棄物の減量に関する本市、事業者、市民の基本的な取組
第 2 節 個別の分野における廃棄物の発生抑制等（第 10 ～ 19 条）	
	○製造、小売、飲食、イベント主催者、ホテル・旅館、大学、共同住宅の事業者等の 2 R と分別・リサイクルに関する実施義務及び努力義務
	○事業者等の実施義務に対応する市民等の努力義務
	○小売、飲食、ホテル・旅館、大学の実施義務・努力義務に関する報告書制度（2 R 取組等事業者報告書制度）
	○市民モニター、2 R と分別・リサイクルに関する顕彰制度
第 3 節 事業用大規模建築物等における廃棄物の発生抑制等（第 20 ～ 28 条）	
	○事業用大規模建築物減量計画書制度、廃棄物管理責任者の設置等
	○特定食品関連事業者減量計画書制度
第 3 章 廃棄物の適正な処理（第 29 ～ 41 条）	
第 1 節 廃棄物の処理に関する基準（第 29 ～ 36 条）	
	○一般廃棄物処理計画の告示、排出禁止物、事業者の処理責任等
第 2 節 廃棄物の徹底した分別の推進（第 37 ～ 41 条）	
	○本市の分別促進に係る責務、事業者、市民の分別の実施義務
	○分別違反に係る調査の実施・勧告等、持去りの禁止
第 4 章 生活環境の清潔の保持（第 42 ・ 43 条）	
	○生活環境の清潔の保持、公共の場所等の清潔の保持
第 5 章 生活環境影響調査書の縦覧等（第 44 ～ 48 条）	
	○一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書の縦覧等
第 6 章 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員（第 49 ～ 52 条）	
	○廃棄物減量等推進審議会の設置等、廃棄物減量等推進員の委嘱
第 7 章 手数料等（第 53 ～ 55 条）	
	○一般廃棄物の収集、運搬、及び処分に係る手数料等の徴収
第 8 章 雑則（第 56 ～ 58 条）	
	○廃棄物の処理に関する必要な報告の徴収等

※ 網掛けは、平成 27 年度における主な改正箇所（新設等）

「しまつのこころ条例」に定める
2 R・リサイクルの促進に係る市民・事業者の取組

- 関係事業者等の皆様に「実施していただく取組」
市民の皆様に「実施に努めていただく取組」

No.	取組分野	業種等	条例	取組項目 (上段：関係事業者等の皆様に実施していただく取組、 下段：市民の皆様に実施に努めていただく取組)
1	①ものづくり	製造	10条 1項	環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けの <u>PR</u> への協力(乾電池から充電電池へ、蛍光管からLEDへ など)
			10条 3項	乾電池から充電電池、蛍光管からLEDへの転換など環境にやさしい製品の利用
2	②食	飲食	12条 1項	食べ残さない食事を促進するための <u>PR</u> (小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示等)
			12条 4項1号	食べ残さない食事の実践
3	③販売と購入 ※「②食」の 観点も含む	小売	11条 1項1号	ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促進するための <u>PR</u>
11条3項 1・3号			ごみの少ないお買い物の実践・資源物の回収拠点への排出	
4			11条1項 2・3号	<u>レジ袋の有料化</u> (環境に配慮した一部のレジ袋は対象外)
				レジ袋の <u>要否と必要枚数の確認</u>
5	④催事 (イベント等)	主催者	11条 3項2号	マイバッグ (買い物袋) の持参、レジ袋の使用辞退
			13条 3項	イベントにおける資源ごみの <u>分別回収</u>
6	⑤観光等	ホテル・ 旅館	13条 4項	イベントにおける資源ごみの分別排出
			14条 3項	宿泊者が資源ごみを <u>分別排出</u> できる環境の <u>提供</u> 又は分別排出方法の <u>案内</u> (宿泊者ではなく、従業員が分けることも可)
7	⑥大学・共同住宅等	大学	14条 4項	宿泊施設における資源ごみの分別排出
			15条 1項	学生への減量方法・ <u>分別ルールの周知・啓発</u>
8		集合住宅 管理者	10条3項 39条等	ごみ減量の取組及び分別排出の実施
			16条 1項	居住者への減量方法・ <u>分別ルールの周知・啓発</u>
			10条3項 39条等	ごみ減量の取組及び分別排出の実施

(注) 網掛けは国の省令改正により、レジ袋の有料化が義務化されたことに伴い、令和2年6月2日の改正により追加したもの(令和2年7月1日から施行)

■ 関係事業者等の皆様に「実施に努めていただく取組」

No.	取組分野	業種等	条例	取組項目
1	①ものづくり	製造	10条 2項1号	製品の軽量化等の環境配慮ポイントのPR（包装への印字等）
2			10条 2項2号	自治体が実施する分別収集や拠点回収への排出を促すPR（電池、蛍光灯、家電等へのラベリングなど）
3	②食	飲食	12条 2項	食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応（ドギーバッグ※等）
4			12条 3項3号	ウェットティッシュ、ペーパータオルなど使い捨て製品の使用抑制
5			12条 3項3号	使い捨て容器（食器）の使用抑制
6	③販売と購入 ※「②食」の観点も含む	小売	11条2項1号 12条3項1号	量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進
7			11条 2項1号	容器包装の少ない商品のPR（商品棚への表示など）
8			11条 2項2号	有料化の対象外のレジ袋についても、有料化又はポイント還元（キャッシュバックも含む）の実施
9			11条 2項3号	マイバッグ持参の周知
10			11条 2項4号	店頭回収の実施（容器包装、家電、電池、蛍光灯 等）
11			12条 3項1号	食料品の見切り販売（賞味期限の近い商品の値引き等）の実施
12			12条 3項1号	食料品の欠品理由の表示など、廃棄ロスを抑えた販売の実施についての消費者への説明
13			12条 3項2号	カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け（声掛けの代わりに案内の掲示でも可）
14	④催事（イベント等）	主催者	12条 3項3号	持ち帰り弁当等の購入時に、割りばしやスプーンなどが 必要かどうか又は必要な数を確認する声掛け
15			13条 1項1号	イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け（事前告知等）
16	⑤観光等	ホテル・旅館	13条 1項2号	イベントにおけるリユース食器の使用
17		土産物 製造・小売	14条 1項	宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制
18			10条 2項1号	【製造業者】同一商品の自宅用簡易包装と贈答用品の製造・供給
19			11条 2項1号	【小売業者】自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPR
20	⑥大学・共同住宅等	大学	14条 5項	他都市での物産展における簡易包装のPR（京都のごみ減量の取組のPR）
21	事業者全般		15条 2項	大学における資源ごみの回収拠点の設置
22	事業者全般		8条	事業活動におけるIT化によるペーパーレス化や裏面使用等による紙ごみを中心とする2Rの推進

（注）網掛けは令和2年6月2日の改正により追加したもの（令和2年7月1日から施行）

「しまつのころ条例」に定める事業者報告書制度一覧

	2R取組等事業者報告書制度	事業用大規模建築物 減量計画書制度	特定食品関連事業者 減量計画書制度
根拠条項	第17条第1項	第21条第1項	第26条第2項
開始年月日	平成28年4月1日	平成6年4月1日～(延床面積3,000㎡以上) 平成19年4月1日～(延床面積1,000㎡以上)	平成23年4月1日
対象	延床面積500㎡以上の個店(ホテルは1,000㎡以上)またはチェーン合計3,000㎡以上の小売、飲食店、ホテル・旅館などの事業者	事業の用に供する延床面積1,000㎡以上の建築物の所有者	食料品小売店、飲食店、ホテル・旅館のうち、延床面積合計が3,000㎡以上の事業者
主な対象者	スーパー、コンビニ、飲食チェーン、ホテル、百貨店、大学、衣料品店、家電量販店、ドラッグストアなど	テナントビル、百貨店、大型スーパー、ショッピングモール、学校、工場など	スーパー、コンビニ、飲食チェーン、ホテル、百貨店など
各制度の概要	事業者がごみ減量等の取組内容(前年度実績及び今年度計画)を報告する制度	事業者が排出するごみの量(前年度実績及び今年度計画)等を報告する制度	
対象数 (令和4年度)	544者	2,671件	86者
提出期限	毎年6月末	毎年5月末	毎年6月末
罰則等	・必要な措置を講じるよう改善勧告できる。 ・改善勧告を受けたものが勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる。	・必要な措置を講じるよう改善勧告できる。 ・改善勧告を受けたものが勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる。 ・公表の後ににおいても、改善勧告に従わなかったときは、本市設置の一般廃棄物処理施設への受け入れを拒否できる。	・必要な措置を講じるよう改善勧告できる。 ・改善勧告を受けたものが勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる。